

**「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当
する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」
に対する意見**

2022 年 5 月 19 日

日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「本論点整理」という。）に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

【主要な論点】

（質問 1）基準開発の時期（第 9 項から第 26 項参照）

基準開発の時期を決定するために考慮すべき要素として、基準開発の必要性及び緊急性、並びに現時点で基準開発する場合に想定される困難さを挙げた上で、それらの項目に関連する現在の状況について説明しています。

国際的な基準開発に先行して我が国の基準開発を着手し、その後に国際的な会計基準が開発された場合には、再度我が国の基準開発を行う可能性があります。一方、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況等が生じている可能性があります。

これらの状況を踏まえ、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考えますか又は速やかに着手すべきではないと考えますか。また、それはなぜですか。速やかに着手すべきではないと考える場合、どのようなタイミングで基準開発に着手すべきと考えますか。また、それはなぜですか。

【意 見】

事業会社からのニーズが高く、現時点において速やかに基準開発に着手すべきと考える。なお、ICO トークンや資金決済法上の暗号資産に限らず、ブロックチェーン技術を用いて取引されるデジタル資産（非代替性のトークン（NFT）を含む。）の取引も検討対象に含めるべきである。

（理 由）

2018 年に公表された実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」は、自己以外の者が発行した資金決済法上の暗号資産取引に適用範囲を限定されていたものの、暗号資産取引の会計処理の明確化によって、

その後の暗号資産交換業者の財務諸表の作成及びその監査の円滑化に大きく資するものであったと考えている。

しかし、当該実務対応報告ではカバーされていないブロックチェーン技術を用いたデジタル資産の取引も増加している。当該実務対応報告第 22 項では、「本実務対応報告において定めのない事項については、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの可否を判断することになると考えられる。」としているが、2018 年の公表以降も、デジタル資産の取引（ステーブルコイン、CBDC、NFT など）は急速に進展しており、ICO トークンの会計処理の明確化のほか、NFT といったデジタル資産の取引に関する会計処理の明確化へのニーズも高まっている。

例えば、2022 年 3 月時点において、暗号資産交換業者を通じての IE0（Initial Exchange Offering）の形態であれば、日本国内の企業が日本国において ICO トークンの発行を通じた資金調達を行うこと自体は認められる環境となっており、当該仕組みを利用した ICO トークンの発行を行うことが考えられる。また、ブロックチェーンゲームは、ブロックチェーンの特性により、ゲームの外でもゲーム内通貨及びゲーム内アイテムが流通することが前提となっており、ゲーム内通貨については資金決済法上の暗号資産に該当するケースが多く、ICO トークンの発行による資金調達が含まれるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、基準開発の着手が望ましいものと考えられる。

日々新しい取引が開発されている状況にあり、基準開発の難易度が高いことも理解しているものの、類似の実態に異なる会計処理が行われることがないように会計処理の一貫性を確保し、企業間の財務数値の比較可能性を高めるため、国際的な議論や我が国における取引事例が増加するまでの当面の取扱いとして基準開発に早期に着手することが望ましいと考えられる。基準開発に当たっては、国際的な基準開発との大きな齟齬が生じる事態を避けるため、基準開発の検討の中で、国際的な基準開発の動向も常に考慮しながら、検討を進めることが適当と考える。

なお、前述のとおり、ICO トークン発行の件数が減少している一方で、NFT のマーケットが急拡大している現状も踏まえ、限定されたデジタル資産に係る基準開発ではなく、より広い範囲をカバーするデジタル資産に係る会計処理についての検討をすべきものとする。

（質問 2）ICO トークンの発行者における発行時の会計処理（第 28 項から第 36 項参照）

ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理については、ICO トークンの発行取引の実態をどう捉えるのかが論点であるとしており、(1) 契約自由の原則の下で自発的に発生した独立第三者間取引において

は経済的に等価交換が成立している（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得ない。）とする考え方と、(2) 提供する財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在を ICO トークンの発行取引の実態を示す特徴の 1 つとして捉え、当該取引を会計上適切に描写するため、等価交換が常に成立しているものとしては取り扱わない（その結果、発行時に利益を計上するケースは生じ得る。）とする考え方を説明しています。これらの考え方のうち、どちらが適当と考えますか。また、それはなぜですか。見解の根拠として、ICO トークンの発行取引の実態をどのように捉えているか、想定する具体的な発行取引の主な特徴を併せてご回答ください。

【意 見】

現時点での分析では十分とは言えず、更なる検討が必要である。

現時点での分析を前提とした場合、現行基準と整合的な(1)を原則としつつ、取引実態を反映する場合においては(2)の考えにより会計処理することが考えられる。

(理 由)

本論点整理第 33 項では、「ICO トークンの発行取引については、発行者が財又はサービスを提供する義務を負担するとしても、その財又はサービスの価値が調達した資金の額に比して著しく僅少であるケースの存在が聞かれている。」としており、ICO トークンの発行者と一次取得者との取引のみを前提に経済的に等価交換が成立しているか否かについて検討されていると理解している(本論点整理第 33 項から第 35 項)。

しかし、ICO トークンの一部が発行者の義務を表象している場合、発行者の義務は一次取得者に対するものから二次取得者に対するものへと売買取引を通じて引き継がれ、結果として、発行者は ICO トークンが流通する期間にわたって義務を負う可能性があると考えられる。この場合においても、ICO トークンの発行者が負うべき義務を発行時の取引の実態のみで「著しく僅少」として整理できるかどうかについては明らかでない。したがって、ICO トークンの発行者が財又はサービスを提供する義務を負担している場合の会計処理の考え方について結論を出す前に、現在の前提だけで十分であるかについて更なる検討が必要と考える。

更なる検討が必要であると考えますが、以下に現時点の分析を前提にコメントする。

我が国の収益認識に関する会計基準は、「契約における対価が現金以外の場合に取引価格を算定するにあたっては、当該対価を時価により算定する。」(同基準第 59 項)とされており、基本的に対価の時価を収益測定的基础とする考え方を採用しているものと考えられる。つまり、財又はサービスの時価を測定する考え方を採用していないと理解している。そのため、ICO トークンに係る財又はサービスを提供する義務も対価として受け取った資産の時価を測定的基础とすることが現行基準と整合的と考え

られるため、原則的には(1)の考え方を採用することが考えられる。

一方、(1)では実態を示すことができず、財又はサービスの時価を測定することが合理的と考えられる場合、(2)の考えに基づき、取引実態を反映するように会計処理することが考えられる。例えば、以下のケースである。

- ・ いわゆる「ガバナンストークン」をユーザーに対して無償発行するケースや既存のトークンの保有者に新たなトークンを付与する場合のエアドロップ等、無償でトークンが発行され、かつ当該トークンが資金決済法上の暗号資産の定義に該当するケースも多いものとする。無償発行であるため等価交換を前提とした処理では取引実態を反映できない可能性がある。
- ・ ゲーム内での使用を前提とした ICO トークンを発行する場合、ICO トークンの保有者はゲームプレイやゲーム内の意思決定へ参加する権利を有するのみならず、トークンを他者に売却することによる値上がり益を期待する、複合的なものとする。そのため、財又はサービスを提供する義務を負担していない部分については発行時に利益を計上するケースは生じ得ると考える。また、同一の ICO トークンにもかかわらず、取得対価が生じる有償のケースとゲーム内で取得する無償のケースが混在することが想定される。無償の場合においても ICO トークンには一定の財又はサービスの価値を有しているため、対価ではなく財又はサービスの時価で測定されるべきであると考えられる。

【その他の論点】

(質問3) 資金決済法上の暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に関するその他の論点 (第 38 項及び第 39 項参照)

本論点整理の第 38 項及び第 39 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、ICO トークンの発行の会計処理について、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

さらに、ICO トークンの保有の会計処理については、発行者が保有する場合を除き、実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」において定めがありますが、当面必要と考えられる最小限の項目に限定されているため、検討すべき会計上の論点の有無について確認することが考えられます。現時点において、会計基準の定めがないことに起因して会計処理の多様性が生じているような会計上の論点があると考えますか。論点があると考えた場合、それはどのような論点ですか。

【意見】

第 38 項及び第 39 項の考え方については、同意する。なお、発行時に自己に割り当

てられた、又は発行後に第三者から取得した ICO トークンの種類と数量の開示についても検討することが考えられる。

(理 由)

基本的には、義務の履行までに取得した対価が発行者の収益又は利得の測定の基礎になると考えられることから、提案された会計処理に異論はない。

一方、例えば、発行者の義務（又はコミットメント）が分散したプラットフォームの開発である場合、義務履行後に当該プラットフォーム上で他の参加者と同様に自己が保有する ICO トークンと他の資産（NFT、他の暗号資産等）を交換することが可能となるケースが考えられる。つまり、プラットフォーム稼働後においては、ICO トークンが自己に対する義務を表示するというよりは発行者から独立してそれ自体が固有の価値を持つトークンとなる可能性があることから、その段階において自己が保有する ICO トークンを資産として認識することの要否を検討することが考えられる。

また、将来ほかの資産と交換可能な価値を持つことが考えられることから、割り当てられた、又は取得した ICO トークンの種類と数量を開示することを検討することが考えられる。

なお、ICO トークンの発行の会計処理について、掲げられた論点のほかに、本論点整理や実務対応報告第 38 号で扱われていない論点として、「現時点では資金決済法上の暗号資産に該当していないトークン（未上場トークン等）を発行又は保有した場合の取扱い」、「SAFT（Simple Agreement for Future Tokens）契約を通じた発行者による資金調達又は出資に係る会計処理」が考えられる。

(質問 4) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有に関する論点（第 40 項及び第 41 項参照）

本論点整理の第 40 項及び第 41 項を踏まえ、ここで示されている考え方に同意しますか。同意しない場合、それはなぜですか。また、掲げられた論点のほかに、検討すべき論点がありましたらご記載ください。

【意 見】

同意する。

(質問 5) その他

その他、本論点整理に関して、ご意見がありましたらご記載ください。

【意 見】

自己が発行した ICO トークンを財又はサービスの取得に対する対価として支払う場合の会計処理について検討すべきである。

(理 由)

自己が発行した ICO トークンを従業員に役務提供の対価として支払う場合や、システム開発業者にシステム開発の対価として支払う場合など、ICO トークンを対価として支払って財又はサービスを取得した場合、その測定が問題になる可能性がある。具体的には、自己が発行した ICO トークンの取得価額をゼロで評価している場合、その ICO トークンを用いて取得した財又はサービスは、対価である ICO トークンの取得価額で測定するのか、財又はサービスの取得時点の時価で測定するのかという論点が考えられる。

以 上